

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人酒井国際特許事務所  様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関3丁目8番1号 虎の門三井ビルディング		発送日 (日.月.年) 17.09.2019
出願人又は代理人 の書類記号 P185164W001	今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/023037	国際出願日 (日.月.年) 11.06.2019	優先日 (日.月.年) 10.12.2018
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01C21/36(2006.01)i, G01C21/34(2006.01)i, G09B29/00(2006.01)i, G09B29/10(2006.01)i		
出願人（氏名又は名称） 株式会社JVCケンウッド		

## 1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の單一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

## 2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 06.09.2019		
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 藤村 泰智 電話番号 03-3581-1101 内線 3316	3H 9247

## 第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文  
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. [ ] この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. [ ] 出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. [ ] 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. [ ] 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. [ ] さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項 請求項	<u>1 - 1 0</u>	有 無
進歩性 (I S)	請求項 請求項	<u>3, 5 - 8</u> <u>1 - 2, 4, 9 - 1 0</u>	有 無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 請求項	<u>1 - 1 0</u>	有 無

## 2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2013-108777 A (水口政義) 2013.06.06,  
   [特許請求の範囲], 段落 [0001] – [0009], [図1] – [図2]  
   (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2017-96635 A (アイシン・エイ・ダブリュ株式会社) 2017.06.01,  
   [特許請求の範囲], 段落 [0019] – [0021], [0035] – [0040]  
   (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2012-32339 A (株式会社メガチップス) 2012.02.16,  
   [特許請求の範囲], 段落 [0037] – [0041] (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2008-180624 A (日本ビクター株式会社) 2008.08.07,  
   [特許請求の範囲], 段落 [0006] – [0008], [0017] – [0024]  
   (ファミリーなし)
- 文献5 : WO 2013/168382 A1 (株式会社デンソー) 2013.11.14,  
   全文 & US 2015/0134236 A1, 全文 & JP 2013-253961 A  
   & DE 112013002357 T5
- 文献6 : JP 2012-122778 A (富士通テン株式会社) 2012.06.28,  
   全文 (ファミリーなし)
- 文献7 : JP 2002-297611 A (株式会社東芝) 2002.10.11,  
   全文 (ファミリーなし)
- 文献8 : JP 2005-100276 A (マツダ株式会社) 2005.04.14,  
   全文 (ファミリーなし)

請求項1, 9 – 1 0に係る発明は、国際調査報告に引用された文献1と、国際調査報告に引用された文献2 – 3とにより進歩性を有しない。文献1に記載された発明の記号化された位置情報を取得し、目的地として設定して経路案内を行うナビゲーション制御装置及びナビゲーション方法において、文献2 – 3に記載された発明のように画像データに写されている対象物を認識・特定し、その対象物に附加されている位置情報を目的地として設定することは、当業者にとって容易である。ここで、ナビゲーション制御装置は、実装するコンピュータに実行させるためのプログラムを当然に有する。

<補充欄に続く>

## 補充欄

いづれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2, 4 に係る発明は、国際調査報告に引用された文献 1 と、国際調査報告に引用された文献 2 – 3 と、国際調査報告に引用された文献 4 とにより進歩性を有しない。文献 1 – 3 に基づく発明のナビゲーション制御装置及びナビゲーション方法において、画像データに写されている対象物を認識・特定し、その対象物に付加されている位置情報を目的地として設定する際に、文献 4 に記載された発明のように複数の目的地で定まる複数の経路案内候補から、現在の走行に最も類似している目的地（及び経路案内）を選択することは、当業者にとって容易である。

請求項 3, 5 – 8 に係る発明は、国際調査報告に引用された文献 1 – 8 のいづれにも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。